

# ～ 訪問介護の制度で出来ないこと・適切でないサービス ～

- 利用者不在のサービス提供(訪問時不在・サービス提供中に外出等)
- 訪問介護員が使用する車に利用者・ご家族の同乗
- 利用者の緊急時に救急車への同乗
- 介護サービスを利用する本人に直接関係のない生活援助や、常識的な範囲で日常的に行わないとされること、またイベントや行事に関わることは、できません。

## 調理

- 利用者以外の分の調理
- 特別な手間をかけての料理(重箱・オードブル等)

## 家事その他

- 利用者以外の分の洗濯
- 利用者以外の分の布団干し等
- 利用者以外が使用しての片付け(食器・鍋類・部屋の片づけ等)
- 来客の対応・お茶出し・食事を作る

## 掃除

- 利用者が生活するところ以外の掃除
- 一か所に時間の掛かり過ぎる掃除内容
- 庭の掃除・植木の水やり・草むしり等
- 窓磨き・洗車・模様替え・大掃除・床のワックスがけ
- ペットの世話(排泄物片付け・エサやり等)
- 換気扇の掃除

## 買い物

- 実施エリア外の買い物
- 来客用の買い物
- 日常生活上、必要だと考えがたい物品(宝くじ等・お歳暮お中元等)

## その他

- お金や品物の受け渡し(不用品であっても、授受はできません)
- 預貯金の引き出し・入金や振り込み等
- 政治活動・宗教活動・サークル活動等の私的勧誘活動
- 利用者・家族との物品販売購入等の行為
- 引っ越しの準備・片付け
- 医療行為・散髪・カミソリ等での毛ぞり
- ケアプランにないサービス
- 話し相手のみ・留守番